

別表第1（第4条関係）

	対象	要件
補助事業者	県内に開設している保険薬局	新たにオンライン服薬指導に取り組むことを計画していること又は既にオンライン服薬指導を実施しており、今後オンライン服薬指導実施患者数の増加等の取組の拡充を計画していること
補助率	2分の1以内	
補助基準額	1薬局当たり20万円（補助上限額：20万円×1/2＝10万円）	
補助対象経費	上記補助事業者における以下の対象機器等の整備費用 ※1	
対象機器等	<p>1 オンライン服薬指導を実施するために使用する機器 ※2</p> <p>（1）パソコン</p> <p>（2）タブレット端末</p> <p>（3）ウェブカメラ</p> <p>（4）モニター</p> <p>（5）マイク</p> <p>（6）ヘッドセット</p> <p>（7）ルーター</p> <p>2 オンライン服薬指導システム導入に係る初期経費</p> <p>（1）アカウント発行</p> <p>（2）初期セットアップ等</p>	

※1 補助対象経費は、事業実施のために必要な対象機器等の購入や導入に係る経費とし、事業実施に直接必要のない経費、既存機器等の廃棄・撤去費用及び公租公課（消費税及び地方消費税等）は補助対象外とする。

※2 消耗品（タブレットカバー、液晶保護フィルム等）を除く。